

新規登録団体資料

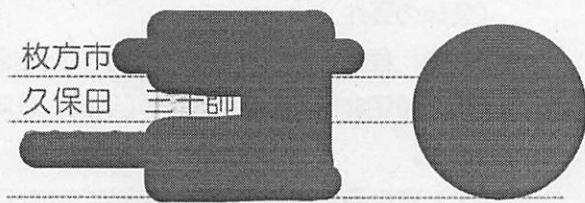
(特定非営利活動法人 大阪メチャハピー祭 in 枚方実行委員会)

① 団体登録申請書	・・・ P1
② 団体登録簿	・・・ P3
③ 定款	・・・ P5
④ 登記事項証明書	・・・ P13
⑤ 2019年度事業報告書	・・・ P15
⑥ 2019年度活動計算書	・・・ P19
⑦ 前事業年度の役員名簿	・・・ P21
⑧ 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	・・・ P23
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	・・・ P25
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	・・・ P27
⑪ その他参考資料	・・・ P29

令和 年 月 日

枚 方 市 長

申 請 者	特定非営利活動法人
団 体 名	大阪メチャハピー祭 in 枚方 実行委員会
主たる事務所 の所在地	枚方市
代 表 者	久保田 三十郎
連 絡 先	



枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※(4)～(7)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。

※(5)及び(9)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

様式第1号／枚方市NPO活動応援基金

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- (2) 主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- (3) 主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- (4) 事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- (5) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

2年 7月 17日届出

団体名	フリガナ オオサカメチャハピーマツリインヒラカタジッコワイインカイ 特定非営利活動法人 大阪メチャハピー祭 in 枚方 実行委員会		
代表者氏名	フリガナ	クボタ サトシ	
	久保田 三十師		
主たる事務所の所在地	〒573-1163 枚方市甲斐田新町 10-6		
電話番号	[REDACTED]	FAX	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]		
ホームページアドレス	http://		
活動分野	※活動分野分類表より、いずれか一つに○印く団体の定款と必ず一致していること> 1 2 3 4 5 ⑥ 7		
活動内容	※PR や活動成果等を記入 踊りを通じて青少年の育成活動 毎年 1 回体育の日に枚方庁舎前、ニッペパーク岡東中央にて 踊りの祭典を実行している。		
活動を開始した年月日	平成22年 10月 11日 〔 NPO法人設立(登記)年月日 / 平成22年 8月20日 〕		
団体の運営状況(本登録簿の届出日現在)	①会員数 会員 <u>32人</u> ●内 訳／正会員 <u>13人</u> 贊助会員 <u>19人</u> ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ <u> </u> 人 非常勤有給スタッフ <u> </u> 人 ボランティア等 <u>20人</u> ファンドレイザー(資金調達係) 専任 <u> </u> 人 兼任 <u> </u> 人 ③入会金 • <u>無</u> ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u> </u> 円		

様式第2号／NPO活動応援基金

団体の運営 状況(本登録 簿の届出日 現在)	④会費有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ※いずれかに○印 ⑤寄付金有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>49000</u> 円																	
	⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)</th> <th>補助・受託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪メチャハピ 一祭 in 枚方 岡東中央公園</td> <td>平成29年 10月 9日</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>枚方市 平成30年 10月 8日</td> <td>220,000</td> </tr> <tr> <td>大阪メチャハピ 一祭 in 枚方 ニッペパーク 岡東中央</td> <td>枚方市 令和元年 10月 14日</td> <td>276,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額	大阪メチャハピ 一祭 in 枚方 岡東中央公園	平成29年 10月 9日	なし	同上	枚方市 平成30年 10月 8日	220,000	大阪メチャハピ 一祭 in 枚方 ニッペパーク 岡東中央	枚方市 令和元年 10月 14日	276,000			
	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額															
	大阪メチャハピ 一祭 in 枚方 岡東中央公園	平成29年 10月 9日	なし															
同上	枚方市 平成30年 10月 8日	220,000																
大阪メチャハピ 一祭 in 枚方 ニッペパーク 岡東中央	枚方市 令和元年 10月 14日	276,000																
① 特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」) ② <input checked="" type="checkbox"/> 実施している • 実施していない <input type="checkbox"/> ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費																		
運営総経費 のうち特定 非営利活動 の占める割 合	<u>0</u> 円 ②特定非営利活動に係る事業(根拠: 31年度収支計算書又は活動計算書) ●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費 (事業費+管理費) <u>325000円</u> ②/①+② = <u>100%</u> (小数点以下四捨五入) 注:「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入																	
当基金に登 録する理由	<input checked="" type="checkbox"/> 資金調達のため • 事業拡大のため • 社会的信用力が向上すると考えるため • その他()		※主なもの一つに○印															

特定非営利活動法人大阪メチャハピー祭 in 枚方実行委員会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大阪メチャハピー祭 in 枚方実行委員会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府枚方市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、青少年の健全育成を目的とした踊り祭り「大阪メチャハピー祭 in 枚方」を開催することにより、みんなが力を合わせて一つの踊りを完成していくという過程で、仲間の大切さ、気持ちを合わせることの素晴らしさ、またその成果を舞台で披露するという体験を通じて子供たちが成長していくことを支援することで、地域に開かれた組織として、地域社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表6号（学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動）、13号（子どもの健全育成を図る活動）を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 「大阪メチャハピー祭 in 枚方」の開催事業
- ② 大阪メチャハピー祭「本祭」の支援事業
- ③ 前各号の事業に附帯関連する事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売

2 その他の事業から生じた利益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 贊助会員 この法人の事業を贊助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承

認を得なければならない。

理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。但し、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日に於いて後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招 集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならぬ。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構 成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議するべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招 集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。但し、理事全員

が同意したときは、この手続を省略することが出来る。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に記名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

(資産の管理)

第37条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第39条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

ならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

(残余財産の処分)

第50条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第9章 雜 則

(公 告)

第51条 この法人の公告は官報により行う。

(委 任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

これは現行定款に相違ありません。

大阪府枚方市甲斐田新町10番6号

特定非営利活動法人大阪メチャハピー祭 in 枚方実行委員会

理 事 久保田 三十師

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市甲斐田新町10番6号
特定非営利活動法人大阪メチャハピー祭in枚方実行委員会

会社法人等番号	1200-05-013643	
名称	特定非営利活動法人大阪メチャハピー祭in枚方実行委員会	
主たる事務所	大阪府枚方市楠葉並木一丁目3番8号	平成30年 4月 1日移転
	大阪府枚方市甲斐田新町10番6号	平成30年 4月 2日登記
法人成立の年月日	平成22年8月20日	
目的等	<p>目的及び事業 この法人は、青少年の健全育成を目的とした踊り祭り「大阪メチャハピー祭in枚方」を開催することにより、みんなが力を合わせて一つの踊りを完成していくという過程で、仲間の大切さ、気持とを学ぶことの素晴らしいしさ、またその成果を舞台で披露するという体験を通して子供たちが成長していくことを支援することで、地域に開かれた組織として、地域社会貢献活動の健全化発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 2 子どもの健全育成を図る活動 <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定非営利活動に係る事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 「大阪メチャハピー祭in枚方」の開催事業 ② 大阪メチャハピー祭「本祭」の支援事業 ③ 前各号の事業に附帯関連する事業 (2) その他の事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 物品販売 	
役員に関する事項	<p>大阪市天王寺区上本町三丁目5番16-100 7号</p> <p>理事 岡田 邦央</p>	<p>平成28年 4月 1日就任</p> <p>平成28年 4月 8日登記</p> <p>平成30年 3月31日退任</p> <p>平成30年 4月 2日登記</p>
	<p>大阪府枚方市甲斐田新町10番6号</p> <p>理事 久保田 三十郎</p>	<p>平成30年 4月 1日就任</p> <p>平成30年 4月 2日登記</p>
資産の総額	金0円	

大阪府枚方市甲斐田新町1-0番6号
特定非営利活動法人大阪メチャハピー祭り枚方実行委員会

登記記録に関する事項	設立	平成22年 8月20日登記
------------	----	---------------



これは登記時に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和2年 7月17日
大阪法務局枚方出張所
登記官

大 谷 邦 彦



平成31年度事業活動報告書

特定非営利活動法人大阪メチャハピー祭 in 枚方実行委員会

I 事業期間

平成31年1月1日 ~ 令和1年12月31日

II 事業の成果

本年度も着実に行事を実行することを心がけながら活動した。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 「大阪メチャハピー祭 in 枚方」を開催する活動を行う。

【内 容】 「大阪メチャハピー祭 in 枚方」を開催する活動を行う。

【実施場所】 ニッペパーク岡東中央公園

【実施日時】 令和1年10月14日

【事業の対象者】 祭りに参加したい幼稚園・小学生・中高校生他各団体の人

【収 入】 325,000円

【支 出】 325,000円

2 その他の事業は行わなかった。

IV 社員総会の開催状況

第8回定期総会

日 時 平成31年4月19日 午後7時30分から午後9時

場 所 枚方市生涯学習センター 第2集会室

社員総数 10名

出席者数 10名（うち委任状出席届 3名）

内 容 第1号議案 2018年度事業報告及び決算報告の件

審議の結果、全員一致で可決承認

第2号議案 2019年度事業計画及び予算（案）の件

審議の結果、全員一致で可決承認

議案 1

平成31年度 事業 計 画 書 (案)

1 事業の実施方針

設立10年目に当たり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大並びに寄付金の増大を目指す。

- 2 特定非営利活動に係る事業については、「第20回大阪メチャハピー祭」と共同して「第13回大阪メチャハピー祭 in枚方」の開催を令和1年10月14日（月・体育の日）に枚方市のニッペパーク岡東中央公園にて行う。
- 3 祭を開催するための活動資金を集めるため、寄付金等の依頼先の拡大を目指す。
- 4 青少年健全育成の祭を枚方市民に認識してもらうために、広報活動を行う。

議案 2

平成31年度の会費について

当法人の会費については、定款第8条により総会で定めることになっているが、平成31年度総会にて入会金・会費を求めるない。

理 由

青少年育成の為にボランティア活動に熱い有志参加・協力の為。

V 理事会その他の役員会の開催状況

(1) 理事会

第1回 平成31年4月19日
議案 平成31年の活動方針について
審議結果 事務担当並びに活動方針を了承
第2回 令和1年10月19日
議案 本年度事業の反省点の件
審議結果 反省点を確認及び来年度へ織り込むことを決定

(2) 実行委員会

第1回 平成31年5月17日（金）午後7時30分
枚方生涯学習センター 集会室
第2回 令和1年6月21日（金）午後7時30分
枚方生涯学習センター 集会室
第3回 令和1年7月19日（金）午後7時30分
枚方生涯学習センター 集会室
第4回 令和1年8月23日（金）午後7時30分
枚方生涯学習センター 集会室
第5回 令和1年9月20日（金）午後7時30分
枚方生涯学習センター 集会室
第6回 令和1年10月5日（火）午後7時30分
枚方生涯学習センター 集会室
第7回 令和1年10月19日（金）午後7時30分
枚方生涯学習センター 集会室

法人名： 特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭In枚方実行委員会

活動計算書

平成31年 1月 1日 ~ 令和1年 12月 31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費		49,000	
2. 受取寄付金		276,000	
3. 枚方市補助金			
経常収益計			325,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費		0	
臨時雇賃金		0	
人件費計			
(2) その他経費			
会場設営費	39,748		
雑費・会議費	5,197		
印刷費	8,885		
その他経費計	53,830		
事業費計		53,830	
2. 管理費			
(1) 人件費		0	
人件費計			
(2) その他経費			
音響関係費	200,000		
警備費	17,600		
雑費(ボランティア当日昼食代・記念写真費)	53,570		
その他経費計	271,170		
管理費計		271,170	
経常費用計			325,000
当期正味財産増減額			△ 57,539
前期繰越正味財産額			488,067
次期繰越正味財産額			430,528

役員名簿

特定非営利活動法人 大阪メチャハピー祭in枚方 実行委員会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	久保田 三十師	大阪府枚方市 [REDACTED]	無
理事	中山 宏仁	大阪府枚方市 [REDACTED]	無
理事	三原 利之	大阪府交野市 [REDACTED]	無
理事	山田 政男	大阪府枚方市 [REDACTED]	無
理事	内匠 秀樹	大阪府枚方市 [REDACTED]	無
監事	服部 秀人	大阪府枚方市 [REDACTED]	無

社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

特定非営利活動法人 大阪メチャハピー祭in枚方 実行委員会

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	久保田 三十師	大阪府枚方市 [REDACTED]
2	三原 利之	大阪府交野市 [REDACTED]
3	中山 宏仁	大阪府枚方市 [REDACTED]
4	住野 美知子	大阪府枚方市 [REDACTED]
5	山田 政男	大阪府枚方市 [REDACTED]
6	内匠 秀樹	大阪府枚方市 [REDACTED]
7	有信 岳彦	大阪府交野市 [REDACTED]
8	岡部 哲也	大阪府枚方市 [REDACTED]
9	三原 ゆきな	大阪府交野市 [REDACTED]
10	河合 正之	大阪府枚方市 [REDACTED]
11	黒川 弘章	大阪府大阪市 [REDACTED]

令和2年度事業計画書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

特定非営利活動法人 大阪メチャハッピー祭 In 枚方市実行委員会

I 事業の実施方針

踊りを表現していく過程で仲間の大切さ、充実感

舞台で披露する体験での青少年の育成を支援する

対象者 枚方市内 幼、小、中学生・他有志団体 実施場所 ニッペパーク岡東中央

しかし、上記の方針目的での予定が新型コロナウイルス感染拡大防止の為 事業を今年度は中止

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 大阪メチャハッピー祭 In 枚方市 事業

【内 容】 踊りを通じて青少年育成

【実施場所】 ニッペパーク岡東中央

【実施日時】 10月

【事業の対象者】 市内、幼、小、中学生・他有志団体

【収 益】 0円

【費 用】 0円

(2) 事業

【内 容】

【実施場所】

【実施日時】

【事業の対象者】

【収 益】 千円()

【費 用】 千円()

2 その他の事業

(1) 事業

【内 容】

【実施場所】

【実施日時】 今年度実施予定ナシ

【事業の対象者】

【収 益】 0円()

【費 用】 0円()

事業收支予算書

特定非営利活動法人

団体名：大阪メチャハピー祭in枚方 実行委員会

補助対象事業の名称：	大阪メチャハピー祭in枚方	
------------	---------------	--

事業実施期間： 2020年 4月～ 2021年 3月

【収入の部】

(単位：円)

項目※1	予算額	内容説明（積算根拠等）
枚方市補助金(一般・活動分野) (A)	0	補助金交付申請額（一般寄附・活動分野希望寄附）
枚方市補助金(団体) (B)	0	補助金交付申請額（団体希望寄附）
自己資金	8,000	
合 計 (C)	8,000	

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明（積算根拠等）
補助対象経費		
小計 (E)	0	
補助対象外経費	会議費	8,000 会議費代 その他経費
小計	8,000	
合計 (D)	8,000	

「大阪メチャハビ一祭in枚方」にご支援、協賛戴いた皆様方です。

(敬称略・順不同)

枚方桜花俱乐部 (株)たまゆら

枚方ローズライオンズクラブ 枚方ライオンズクラブ

枚方・交野地区保護司会 松本 秀作

山中 韶 (株)みまさか
電気工業

平 石 牧野 一春

DikDik 住野 美知子

<草の根募金募集中> 一口 1,000円から

郵便振替口座 00910-3-304708
枚方信用金庫 甲斐田支店 普通預金 口座番号 0285396

名義 大阪メチャハビ一祭in枚方実行委員会

2019 大阪メチャハビ一祭 in 枚方

開催日：令和元年10月14日(月・祝)

場所：ニッペパーク岡東中央

時間：10時00分～15時00分

枚方桜花俱乐部	(株)たまゆら
枚方ローズライオンズクラブ	枚方ライオンズクラブ
枚方・交野地区保護司会	松本 秀作
山中 韶	(株)みまさか 電気工業
平 石	牧野 一春
DikDik	住野 美知子

※令和元年10月11日現在

<実行委員メンバー募集！！>
「お祭りが好き！懸命に躍る姿を見るのが好き！大阪メチャハビ一祭に関わりたい！枚方を元気にしたい！」といふ想いをもつた人たちが集まり、3月から月に1度集まって話し合いを重ねたり、お祭りのPRをして回ったりしながら、半年かけて今日の日を迎えてます。

せひ一緒に、このお祭りを盛り上げませんか？
当日だけ手伝っていた方も募集しています！
また、本日の感想や気づいた点がありましたら、ぜひご連絡ください。

主 催：特定非営利活動法人
大阪メチャハビ一祭 in 枚方 実行委員会
後 援：枚方桜花俱乐部
協 力：枚方市、枚方市教育委員会

連絡先→大阪メチャハビ一祭in枚方実行委員会

hirakatamei@yandex.com

nakayama_hirohit088@fees.ocn.ne.jp

プログラム

No.	出演予定時間	団体名	参加地域
10:00		開会式	
1 10:20	枚方めっちゃ踊り隊	枚方市 オフィシャル	
2 10:26	スタークスト河内	枚方市 枚方第二小	
3 10:32	BUNROKU	守口市 有志	
4 10:38	広島インディゴズルベンス	広島県 広島市	
5 10:44	虹くじゅく	豊中市 有志	
6 10:50	三國體	堺市 有志	
7 10:56	大阪市立大学チーム朱雀	住吉区 大阪市立大	
8 11:02	ソーラン隊「宝」	交野市 有志	
9 11:08	不知火組	藤井寺市 有志	
10 11:14	大阪芸術大学 よさこい×結び	河内町 大阪芸術大学	
11 11:20	健康モーくん	広島県 広島市	
12 11:26	高陵パワフルキッズ	枚方市 高陵幼稚園	
13 11:32	メチャハピー踊り子隊	大阪市 オフィシャル	
14 11:38	サンファイッシュダンスチーム	大阪市 有志	
15 11:44	福夢君女	浪速区 有志	
16 11:50	大阪府立今宮高校	浪速区 今宮高校	

プログラム

No.	出演予定時間	団体名	参加地域
		*** アトラクションタイム ***	
	12:30	Roots All Star ダンスパフォーマンス	
	13:00	シンガーソングライター “バス東” ライブ	
17	13:35	大阪府立淡谷高等学校IZA笑撃	池田市 淡谷高校
18	13:41	ソーラン・サ・成育	城東区 成育小
19	13:47	よさこいソーラン龍（華組）	門真市 有志
20	13:53	踊ろや	八幡市 有志
21	13:59	YOSAKOI ソーランサーカス 滝壺	柏原市 大阪教育大
22	14:05	山之上小学校いきいき広場 南中ソーランチーム	枚方市 山之上小
23	14:17	つるみまんてんVol.10	鶴見区 有志
24	14:23	東田辺メチャハピース	東住吉区 有志
25	14:29	よせだん	四条畷市 有志
26	14:35	めちゃんこ夢都氣	中央区 有志
	14:41	審査総評	
		踊り子や監鑑金賞受取 結囃し	
		閉会式	
	15:00	終了	